

第二十二号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第二条の二 認定審査会の委員の任期は、三年とする。

第四条第二項中「及び平成二十八年度」を「から平成二十九年度まで」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、江戸川区介護認定審査会の委員の任期を条例に定めるとともに、低所得者の保険料軽減強化を継続するため、その適用年度を延期する必要があるもので、本案を提出いたします。